



# 島根県報

平成17年 6月24日 (金)  
 第 1,686 号  
 (毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

規 則		
島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(林 業 課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	3
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	4
換地処分	( " )	4
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	4
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	5
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	6
公 告		
警察官及び交通巡視員用夏服の製造請負に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	6
特定調達公告		
集束イオンビーム加工装置の調達に係る一般競争入札の実施	(産 業 振 興 課)	8
県立学校教育用コンピュータ等機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	10
教委規則		
島根県帰属文化財の管理等に関する規則の一部を改正する規則	(文 化 財 課)	12
正 誤		
平成17年 5月20日付け島根県報第1,676号中	(職 員 課)	12
平成17年 6月10日付け島根県報第1,682号中	(会 計 課)	12

### 公布された条例等のあらまし

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第92号)

1 規則の概要

林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書に、異議申立てのできる旨等の記載を追加することとした。(様式第7号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第92号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中

「 年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により下記のとおり取り消したので通知します。」

「 年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、島根県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により下記のとおり取り消したので通知します。」

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
出雲市国民健康保険橋波診療所	出雲市佐田町下橋波31番地	平成17年3月22日
塩津診療所	出雲市塩津町101番地2	平成17年3月22日
鷺浦診療所	出雲市大社町鷺浦104番地	平成17年3月22日
日御碕診療所	出雲市大社町宇龍338番地3	平成17年3月22日
出雲休日診療所	出雲市塩冶善行町1番地	平成17年3月22日

島根県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐田町国民健康保険橋波診療所	簸川郡佐田町下橋波31番地	平成17年 3 月21日
平田市塩津診療所	平田市塩津町101番地 2	平成17年 3 月21日
大社町鷺浦診療所	簸川郡大社町大字鷺浦104番地	平成17年 3 月21日
大社町日御碕診療所	簸川郡大社町大字字龍338番地 3	平成17年 3 月21日
出雲休日診療所	出雲市塩冶善行町 1 番地	平成17年 3 月21日

## 島根県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 6 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目 2 - 23	通所介護	健笑庵 のぎ	松江市浜乃木五丁目 2 - 23	平成17年 6 月 1 日
有限会社ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目 2 - 23	福祉用具貸与	ことぶきサロン	松江市浜乃木五丁目 2 - 23	平成17年 6 月 1 日
株式会社 ソーシャルプランニングネットワーク	出雲市大津新崎町 6 - 43	福祉用具貸与	株式会社 ソーシャルプランニングネットワーク	出雲市大津町新崎町 6 - 43	平成17年 6 月 3 日
有限会社ホームケアー島根	出雲市塩冶神前 1 - 7 - 7	訪問入浴介護	有限会社ホームケアー島根雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533 - 5	平成17年 4 月 1 日
有限会社ホームケアー島根	出雲市塩冶神前 1 - 7 - 7	福祉用具貸与	有限会社ホームケアー島根雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533 - 5	平成17年 4 月 1 日
有限会社ホームケアー島根	出雲市塩冶神前 1 - 7 - 7	居宅介護支援事業	有限会社ホームケアー島根雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533 - 5	平成17年 4 月 1 日

## 島根県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成17年 6 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目2 - 23	通所介護	ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目2 - 23	平成17年5月31日
有限会社ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目2 - 23	福祉用具貸与	ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目2 - 23	平成17年5月31日

## 島根県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を平成17年6月17日付で認可した。

平成17年6月24日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年6月9日付で県営土地改良事業に係る都治地区第1工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県告示第743号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1(1) 届出事項

## ア 発起人の住所及び氏名

江津市黒松町654 - 1 渡邊 勇  
 " 江津町745 有賀美津男  
 " 和木町600 - 5 柿谷 紀

## イ 加入区

江津市加入区

## ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

江津漁業協同組合

## (2) 指定漁船調書の縦覧

## ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

江津漁業協同組合

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡知夫村993 仲 正弘  
 " " 396 - 6 D棟 加藤 二士  
 " " 1300 - 5 川本 悟

イ 加入区

知夫村加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

知夫村漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

知夫村漁業協同組合

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町港町天神原16 - 1 吉田 政司  
 " " 西町吉田の二29 - 5 門脇 武徳  
 " " 加茂243 野津 光弘

イ 加入区

西郷加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

おき西郷漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

おき西郷漁業協同組合

島根県告示第744号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成17年 6 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成17年 6 月16日	隠岐の島町	入ヶ島地区	告示の日から平成18年 3 月31日まで

島根県告示第745号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市坂本町352番4地先から同市福原町105番5地先まで	メートル 560.00	平成17年 6月24日	松江土木建築事務所	
県道	掛合大東線	雲南市木次町東日登425番2地先から同535番1地先まで	247.50	〃	木次土木建築事務所	

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年6月24日

島根県警察本部長 塩 川 実 喜 夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

警察官及び交通巡視員用夏服の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

男性警察官用夏服上衣半袖	島根県警察仕様	476着
〃 夏服上衣長袖	〃	349着
〃 夏ズボン	〃	626本
女性警察官用夏服上衣半袖	〃	8着
〃 夏服上衣長袖	〃	11着
〃 夏ベスト	〃	3着
〃 夏スカート	〃	2着
〃 夏ズボン	〃	8本
交通巡視員用夏服上衣長袖	〃	6着
〃 夏ベスト	〃	3着
〃 夏スカート	〃	2着
〃 夏ズボン	〃	4本

(詳細仕様は、入札説明書による。)

(3) 納入期限

平成17年8月30日(火)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「10繊維類」、中分類「(1)被服」に登録された者であること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(3) 島根県内に本店又は営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年 6月24日から 7月 3日までの間（土曜、日曜及び休日を除く。）、上記(1)の場所において交付する。

ただし、交付時間は午前 9時から午後 5時までとする。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成17年 7月 7日（木）午後 2時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7階入札室

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年 6月29日（水）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7階入札室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札書に要求される事項

ア 平成17年 7月 4日午後 4時までに「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は、入札説明書による。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は入札説明書による。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年6月24日

島根県知事 澄 田 信 義

### 1 調達内容

## (1) 購入物品等の名称及び数量

集束イオンビーム加工装置（機器調達、設置、配線、調整等） 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成17年12月22日

## (4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

## (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加者の資格

## (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

## (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

## (3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格の認定を受け、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

## (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課 担当 曳野

電話 0852-22-5293

## (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年6月24日（金）から平成17年7月8日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

## (3) 現場説明会

日時：平成17年7月11日（月）午前10時00分から



場所：島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター（テクノアークしまね内）

(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所

平成17年 6月24日（金）から平成17年 7月15日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に上記(1)の場所に提出すること（郵送でも可）。

受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(5) 入札書の受領期限

平成17年 8月 3 日（水）午前10時30分（郵便による入札にあつては、午前10時必着）

(6) 開札の日時及び場所

日時：平成17年 8月 3 日（水）午前11時00分から

場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 1 階第 2 会議室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 契約の締結には議会の議決を要する。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required: Focused ion beam processing device

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification: 4:00a.m. 15 July, 2005

(3) Deadline for submission of tenders: 10:30a.m. 3 August, 2005

Deadline for submission of tenders by registered mail: 10:00a.m. 3 August, 2005

(4) Contact point for the notice: Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL

0852-22-5293

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成17年6月24日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

## 1 調達内容

## (1) 借入件名及び数量

- ア 県立学校教育用コンピュータ等機器（松江北高等学校外4校） 一式  
イ 県立学校教育用コンピュータ等機器（大田高等学校外4校） 一式  
ウ 県立学校教育用コンピュータ等機器（浜田高等学校外3校） 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成17年10月1日から平成22年9月30日まで

## (4) 納入期限

平成17年9月30日（金）

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札参加者の資格等

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事に承認を受け、次のア、イのいずれかの業種及び等級に登録された者であること。

ア 営業種目の大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(4) 情報処理機器」のA、B又はC等級

イ 営業種目の大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」のA、B又はC等級

## (3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

## (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

## (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

## (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

## 3 入札手続等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階

島根県教育委員会教育施設課 ( 電話0852 - 22 - 6602 )

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成17年 6月24日から平成17年 6月30日までの間 ( 日曜日及び土曜日を除く。 )、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の受領期限等

日時：平成17年 8月 3日 ( 水 ) 午後 1時30分

場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

( ただし、郵便による入札にあつては、正午必着 )

(4) 開札の日時及び場所

上記 1 (1)の件名ごとに、次のとおりとする。

日時：ア 平成17年 8月 3日 ( 水 ) 午後 1時30分から

イ 平成17年 8月 3日 ( 水 ) 午後 1時45分から

ウ 平成17年 8月 3日 ( 水 ) 午後 2時00分から

場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第 1 項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第 1 項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を 3 の(1)の場所に平成17年 7月 4日 ( 月 ) 午後 5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した調達内容を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured

Lease of Computer-systems for education at Shimane Prefectural School (Matsue-Kita High School and 4 other schools)

Lease of Computer-systems for education at Shimane Prefectural School (Ooda High School and 4 other schools)

Lease of Computer-systems for education at Shimane Prefectural School (Hamada High School and 3 other schools)

(2) Deadline for Tender: 1:30 p.m. 3 August 2005

(Applications by mail must arrive at the office above by 12:00 a.m.3 August 2005)

(3) Please tender all information to: C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel: 0852-22-6602

教 育 委 員 会 規 則

島根県帰属文化財の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第21号

島根県帰属文化財の管理等に関する規則の一部を改正する規則

島根県帰属文化財の管理等に関する規則（平成13年島根県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に改める。

第6条第1項中「第63条の2第3項」を「第105条第3項」に改める。

第8条第1項中「第64条の2第1項」を「第107条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

正 誤

平成17年5月20日付け島根県報第1,676号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から14	(島根県知事が	( 　　が

平成17年6月10日付け島根県報第1,682号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から 1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第 1 項第 2 号	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号
12	上から20	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第 1 項第 2 号	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

